

化学品に関するアンチ・ダンピング(AD)調査情報

経済産業省素材産業課

2019年4月11日

【今回の情報】

段階	調査開始
調査国	中国
公告日	2019年4月10日
調査対象品目	メチオニン
関税番号	29304000
対象原産国	日本、シンガポール、マレーシア
通知の内容	<p>2019年4月10日、中国商務部は日本産、シンガポール産、マレーシア産のメチオニンに対するアンチ・ダンピング調査の開始を発表しました。</p> <p><公告内容仮訳>※詳細確認の際には必ず原典をご参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・調査期間:2019年4月10日～2020年4月10日 (特別な事情が生じた場合は2020年10月10日)・ダンピング調査対象期間:2018年1月1日～2018年12月31日・産業損害調査対象期間:2016年1月1日～2018年12月31日・調査対象範囲: 日本、シンガポール、マレーシア原産のメチオニン・被調査産品:メチオニン (中国輸出入税則:29304000)・中国国内申請者:宁夏紫光天化蛋氨酸有限责任公司 <p>○利害関係者登録は公告日より20日以内であり、また、調査の産品範囲、申請人資格や調査対象国等についてコメントある場合についても、公告日より20日以内に提出となっています。</p> <p>(商務部貿易救済調査局HP)</p> <p>http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201904/20190402851215.shtml</p> <p>本調査についてご不明な点がありましたら本紙2頁に掲載されている経済産業省素材産業課までご連絡下さい。</p>

参考資料

経済産業省 2018年不公正貿易白書 第6章 アンチ・ダンピング措置

URL: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/02_06.pdf

【参考情報】

- AD調査手続きは、以下の手順に従って行われ、最終的な調査結果により「ダンピング輸出の事実」、「国内産業への損害」及び「これらの因果関係あり」との結論に達した場合には、個別企業毎に（調査に応じない企業は「その他日本企業」として一括した取扱いとなる場合が多い。）追加的な関税（ダンピング率相当の税率）を課されることになる。
 - ① 国内企業からの調査当局に対する調査開始要請
（又は調査当局の発意による場合もある。）
 - ② 調査当局による調査開始の通告
 - ③ 調査に応じる製造・輸出企業の調査当局への登録
 - ④ 調査当局による調査
 - ⑤ 利害関係者からの求めによる公聴会（中国等）
 - ⑥ 調査当局による仮決定
 - ⑦ 公聴会
 - ⑧ 最終決定

- 調査開始から終了までは原則1年以内（最長限度1年半）。途中、仮決定（半年前後）により暫定措置として暫定AD税が課される場合もある。調査開始の申請書受理後に関係国政府に通知をすることになっているが、突然調査開始通知がなされるケースあり。

<本件に関する照会先>

経済産業省 製造産業局 素材産業課 新地、石塚 TEL: 03-3501-1737 FAX: 03-3580-6348

（以上）